

岩手県告示第127号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり陸前高田市復興整備計画に保安林の指定の解除に係る事項を記載する予定であるので、その旨公告する。

平成27年2月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 解除予定保安林の所在場所 陸前高田市広田町字岩倉11の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 縦覧の場所及び期間

ア 場所 岩手県農林水産部森林保全課及び陸前高田市役所

イ 期間 平成27年2月6日から同月20日まで

2(1) 解除予定保安林の所在場所 陸前高田市広田町字根岬103の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 縦覧の場所及び期間

ア 場所 岩手県農林水産部森林保全課及び陸前高田市役所

イ 期間 平成27年2月6日から同月20日まで

備考1 「次の図」は、省略し、その図面を1(3)ア及び2(3)アの場所に備えておいて縦覧に供する。

2 陸前高田市の住民及び利害関係人は、1(3)イ及び2(3)イの期間の満了の日までに、縦覧に供された保安林の指定の解除の案について、知事に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県農林水産部森林保全課である。